

大阪地方裁判所の回答

1. 裁判員裁判の日程についての情報公開

(裁判員ACTの要望)

例えば大阪高等検察庁のホームページでは裁判員裁判の日程が公開されていますが、裁判所ホームページの「見学・傍聴案内」では、傍聴券公布についての情報しか公開されておらず、裁判員裁判の日程は公開されていません。市民にとって、よりわかりやすい形ですべての裁判員裁判の日程を公開してください。

(大阪地裁の回答)

日程をホームページで公開する予定はない

現在、当日分については、正面玄関入り口にその日の開廷表を置き、来庁者が自由に見られるようになっている。翌週分までは、問い合わせがあれば、総務課の広報担当者が案内している。翌週より先の予定については、変更の可能性があるため、公開していない。裁判員裁判の日程をめぐる問い合わせは現在、日々数本のため、現状の電話対応で十分、事足りている。

【裁判員ACTの考え】 予定情報を開示し、積極的に広報を

裁判は公開が原則であり、誰でも傍聴できるものです。それを実質化するためには、「いつ・どの法廷で・どのような裁判が行われるか」の予定が、広く一般市民に告知されるのが望ましいと考えます。

特に、「仲間による裁判」とも言うべき裁判員裁判への市民の理解や協力を進めるためには、その実施予定の周知は様々な方法で実施されるべきでしょう。

大阪地裁は非公開の理由に「変更の可能性」を挙げていますが、「予定は未定であり、変更の可能性はある」旨を明記すれば事足りることであり、問い合わせがあれば答えるという受け身の姿勢は改めてほしいと考えます。

裁判員法の趣旨である「司法に対する国民の理解の増進とその信頼性の向上に資する」(第1条)ためにも、裁判所は積極的に裁判員裁判の予定を公開すべきです。

2. 裁判員制度についての説明会の開催

(裁判員ACTの要望)

制度導入前は制度についての説明会が毎月行われていましたが、施行後は定期的な説明会が行われていません。しかし、毎年選ばれる裁判員にとっては、常に裁判員裁判は初めての経験です。呼び出し状を受けとってから書物等で時間をかけて勉強したという候補者の声も聞いています。市民が制度の意義や内容を理解するために、日時等参加しやすい工夫をした説明会等を継続的・定期的に開催してください。

(大阪地裁の回答)

説明会開催の必要性はある。日時などは今後、検討する

説明会を行い続けることは必要であり、制度への理解を深めてもらうため、開催回数や日程について検討していきたい。制度導入前と比べると、説明会の数は減っている。去年は1月と10月の2回。土日にも開催してきたが、平日の夜間については議論にも上らなかったが、土日開催と同様、勤務時間外であることは夜間開催実施しない理由ではない。説明会以外にも、ホームページで裁判員経験者の声などを紹介しているほか、候補者名簿に載った方を対象にコールセンターも設置している。地裁でも、電話などでの問い合わせに応じている。

【裁判員ACTの考え】多様な曜日・時間帯での説明会実施を

裁判員法附則第2条は、施行前の措置のみを謳っていますが、要望書にも記載したとおり、毎年新たに選ばれる裁判員にとっては、裁判員裁判は初めての経験であり、多くの場合、最後の経験でもあります。

多忙な社会生活を送る市民＝裁判員候補（予定）者に配慮した、多様な曜日・時間帯による説明会を定期的・継続的に実施し、市民の司法参加の意義や裁判員裁判の手続などへの理解と関心を深める努力を求めます。

3. 裁判員制度について市民が質問や意見・要望等を伝えられる総合窓口の設置

(裁判員ACTの要望)

裁判員候補者や実際に裁判員を務める当事者のためだけでなく、広く市民が制度の意義やその役割を理解できるよう、裁判員制度に関しての問い合わせ窓口を常設してください。市民にとっていつでも疑問や質問が解決でき、率直

な意見・要望を伝えることができる窓口を開き、その情報を周知してください。また、そこに寄せられた声や質問とその回答を文書化して閲覧できるようウェブサイトその他で公開してください。

(回答)

総合窓口の新設は考えていない

市民の疑問には、ホームページや複数の冊子（「裁判員制度ナビゲーション」など）で応えており、現行の対応で十分である。ニーズはあると認識しているが、現状では質問や意見問い合わせは1日1件あるかないか程度と少ない。

【裁判員ACTの考え】主権者の要望・ニーズに耳を傾けて

裁判所が「司法に対する国民の理解の増進とその信頼性の向上に資する」（第1条）ためには、受動的な態度を改めていく必要があり、市民に開かれた裁判所を目指し、「裁判所の運営に国民の健全な常識を反映させていく」（司法制度改革審議会意見書）よう、努めなければならないはずです。

司法改革によっても、旧来の裁判所はそのあり方を改めるよう求められています。

言うまでもなく司法においても主権者は市民であり、裁判所は主権者のニーズに積極的に応えて行く義務があります。現行の対応で十分かどうかは裁判所が決める事項ではなく、主権者でありユーザーである市民が決める事柄です。

裁判員裁判に対する質問や意見には、親切・丁寧に対応するために専門の窓口を設置すべきだと考えます。

4. 抽選にもれた裁判員候補者への配慮

(裁判員ACTの要望)

出頭した候補者の中には、裁判所での説明は「名簿掲載の際に送られてきた資料を読んでいたのですでに知っている内容ばかりだった」という声もありました。結果抽選にもれた候補者も、裁判員制度の意義や刑事裁判の役割など司法についてより理解を深めることができるよう、説明の際は内容を十分吟味して下さい。

また、選ばれた裁判員向けの裁判官の説明（説示）に同席できるような配慮や、裁判の傍聴を積極的かつ丁寧に案内するなどの対応を工夫してください。

(回答)

司法への理解を深めるため、一定の配慮をしている

地裁では、抽選に漏れた方が希望すれば、職員が裁判員裁判の法廷を案内したり、その日に傍聴できる裁判を紹介したりしている。

【裁判員ACTの考え】「実地の法教育」を積極的に実施すべき

忙しい時間をやりくりして選任手続に臨んだ候補者の多くは、国民の義務であり権利でもある裁判員を引き受ける覚悟と意思を持って参加した人々です。

その人々に、「抽選に外れたので帰ってよろしい」的な態度で接するのは、大きな損失でしょう。「実地の法教育」ともいべき裁判員裁判—とりわけ公判廷での裁判長による「無罪推定」などの刑事裁判の諸原則の説明—の傍聴を積極的に勧めるなど、裁判所として司法における国民的基盤の強化に向け、可能な限り努力すべきであると考えます。

5. 裁判官の説明(説示)の公開と基本ルールの明示

(裁判員ACTの要望)

裁判員に対する裁判官の説明(説示)は、抽選にもれた候補者や傍聴者など、当該裁判員以外も聞けるよう、常に公開の法廷で実施してください。

また、評議のルールについては各裁判体の裁量とのことですが、千葉地裁はじめ、すでに基本事項を評議室に掲示しているケースもあると聞いています。「推定無罪」「疑わしきは被告人の利益に」などの刑事裁判の大原則や、どの裁判体にも共通となる評議の基本ルールについては、裁判員がいつでも目にして確認できるよう評議室に掲示してください。

(回答)

裁判員法に基づき公開していない

裁判官の説明(説示)や基本ルールの説明は、裁判員法(33条1項)で「非公開」と定められている裁判員の「選任手続」の一部のため、公開していない。候補者名簿に載った方に送っている資料と重なるものもあるが、重要なポイントは重ねて説明している。

裁判員に対しては負担を考えて、できるだけシンプルでわかりやすい説明に

努めている。評議ルールの説明は各裁判長の判断によって行われている。

【裁判員ACTの考え】「説明」は、公判廷において丁寧な実施を徹底すべき

裁判員法 39 条の「説明」は、選任時に非公開で実施するとは規定されておらず、全ての裁判員裁判において、被告人や傍聴人のいる公判廷において、刑事裁判の諸原則を含めて繰り返し丁寧に実施されるべきであると考えます。

なお、「説明」は、司法の公正さを実現するために実施すべきものであって、裁判員の負担の軽重や裁判長の裁量によって左右されるべきではありません。

大阪地裁においても、重要部分は統一された内容で明文化し、評議室に掲示し、公正な評議の担保を図るべきです。

6. 裁判員への情報の共有

(裁判員ACTの要望)

裁判員裁判の3割以上は控訴されているようですが、多くの裁判員経験者は、裁判の後、被告人がどのようなことになるのかについて大きな関心を持って見守っています（朝日新聞の2010年5月17日の報道によると、被告の「その後」に関心を持つ裁判員経験者は6割に上っています）。抽選にもれた候補者も同様の思いを持つ方が少なくありません。裁判後の控訴の有無、控訴された場合の裁判日程やその確定結果については、希望者には情報を提供できる仕組みを作ってください。また、参加した裁判の判決文は裁判員にも配布してください。

(回答)

各裁判体の判断に委ねている

情報を提供した結果、「もう関わりたくない」という方の負担になる恐れもあるため、経験者の要望や事件の性質などを踏まえ、各裁判体が判断している。

【裁判員ACTの考え】全ての希望者に情報提供を

要望書には、希望者には控訴の有無、控訴された場合の日程やその結果を提供し、判決文も配布するよう主張しています。

大阪地裁の回答では、各裁判体の判断に委ねているとのことですが、これは裁判員の権利の問題であり、統一ルールとして確定しておくべきであると考えます。

7. 裁判員が語り合える環境を

(裁判員ACTの要望)

裁判員のメンタルケアについてはカウンセリングの制度がありますが、専門家のケアばかりでなく、同じ経験をした人同士が語り合うことがピアカウンセリングとなり有効だと思われます。実際に、複数の裁判員経験者から「裁判員を務めた人同士で話したい」という声を聞いています。希望すれば裁判員同士が連絡を取れるよう、配慮をしていただき、連絡先交換を制限することのないようにしてください。

また、施行3年後の制度見直しにあたり、裁判員経験者をはじめ市民の意見が反映されるよう、例えば見直しの実施機関に裁判員経験者を参加させるなどの方策を講じて下さい。

(回答)

希望があれば、連絡先を伝えている

判決後、「一緒に裁判を担当した裁判員と交流をもちたい」という要望があれば、相手方の了承を得たうえで、連絡先を伝える体制にしている。ただ、実際に連絡先を伝えたケースがあったかどうかは把握していない。

制度見直しについて裁判所では、市民意見の反映のため、アンケートなど運用状況をまとめる努力をしている。

【裁判員ACTの考え】積極的に裁判員の交流支援を

毎日新聞 9月17日(土)15時0分配信の記事によると、裁判員同士の連絡・交流について「今年2月、最高裁の『裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会』で、委員からの質問に対し、事務総局幹部が『それぞれの方の同意があれば(裁判所の仲介も)問題はない』と説明した」とあります。

今回の回答も、この説明の方向に沿ったものと考えられますが、「裁判員の負担」を考慮するのなら、守秘義務の軽減こそ検討されるべきでしょう。裁判所は、裁判員からの問い合わせがあれば紹介するという受け身の姿勢ではなく、裁判員の任務が終了した時点で、希望者の有無を確認して積極的に裁判員(補充裁判員)同士の交流をサポートすべきであると考えます。

(2011年9月9日)